

南伊豆町分別収集計画  
(第8期)

平成28年6月9日

## 目次

|    |  |   |
|----|--|---|
| 1  | 計画策定の意義  | 1 |
| 2  | 基本的方向  | 1 |
| 3  | 計画期間   | 1 |
| 4  | 対象品目   | 1 |
| 5  | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）   | 2 |
| 6  | 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）  | 2 |
| 7  | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）                           | 3 |
| 8  | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号） | 4 |
| 9  | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法        | 4 |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）   | 5 |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）  | 6 |
| 12 | その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項   | 7 |

## 1 計画策定の意義

南伊豆町は、「次世代（みらい）につなぐ 光と水と緑に輝く 南伊豆町」を将来像とし、また、環境行政において最上位計画となる南伊豆町環境基本計画では、「太陽と海風、大地と水の恵み。南伊豆が咲く。」を環境像に掲げ、地域資源を生かした個性ある持続可能な質の高いまちづくりを目指している。

本町の貴重な自然を守り、共生しつつ、持続可能な質の高いまちづくりをしていくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルから脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会へ転換していく必要がある。

とりわけ本町においては、ごみ焼却施設の老朽化が著しく、また、最終処分については、自区外に処理を委託している現状である。

このような状況を踏まえ、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、町民・事業者・行政の役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図り、循環型社会の実現を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制とリサイクルを基本としたごみゼロ社会の構築
- (2) 町民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 経済的かつ効率的な処理施設、処理体制の整備

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間とし、平成 31 年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、紙製容器包装については、雑紙に含めて収集を行うため、容器包装廃棄物の対象としない。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

|         | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 容器包装廃棄物 | 203t | 201t | 198t | 196t | 192t |

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実践する。

なお、実施にあたっては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を担い、相互に協力・連携を図る。

### (1) 教育、啓発活動の充実

学校や地域団体を対象としたごみ処理施設の見学会などの環境教育の実施や広報誌、ホームページ等を通じて、ごみの排出量削減やリサイクル推進に関する教育、啓発活動を積極的に推進する。また、「ごみの出し方便利帳」について、分かりやすく、分別に協力しやすい内容に改訂する。

### (2) 過剰包装の抑制、買い物袋持参の徹底

過剰包装や使い捨て商品など、消費した段階でごみとなる物について、広報活動やイベント等を通じて再利用、資源化への取組みを啓蒙する。また、買い物時におけるマイバック持参の普及啓発を図るとともに、地域商店やスーパーマーケット等小売店での包装の簡易化を推進する。

### (3) 資源物の拠点回収の充実

公共施設などにおける資源物の拠点回収の充実を図るなどにより、多様な資源回収の方式を整備するとともに、回収品目、回収場所、回収日時など、町民の利便性を考慮した資源回収を実現する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類                                 |            | 収集に係る分別の区分 |
|---|------------|------------|
| 主としてスチール製の容器                                      |            | スチール缶      |
| 主としてアルミ製の容器                                       |            | アルミ缶       |
| 主としてガラス製の容器                                       | 無色のガラス製容器  | 無色のびん      |
|   | 茶色のガラス製容器  | 茶色のびん      |
|   | その他のガラス製容器 | その他の色びん    |
| 主として段ボール製の容器                                      |            | 段ボール       |
| 主として紙製の容器包装であって、段ボール製の容器及び飲料を充てんするための紙製の容器以外のもの   |            | ざつ紙※       |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの |            | ペットボトル     |

※ 「主として紙製の容器包装であって、段ボール製の容器及び飲料を充てんするための紙製の容器以外のもの」については、「ざつ紙」として雑誌と併せて収集を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

|   | 29年度        |             | 30年度        |             | 31年度        |             | 32年度        |             | 33年度        |             |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 主としてスチール製の容器                                      | 15t         |             | 15t         |             | 15t         |             | 15t         |             | 14t         |             |
| 主としてアルミ製の容器                                       | 13t         |             | 13t         |             | 13t         |             | 13t         |             | 12t         |             |
| 無色のガラス製容器   | (合計)<br>31t |             | (合計)<br>31t |             | (合計)<br>30t |             | (合計)<br>30t |             | (合計)<br>30t |             |
|   | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>31t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>31t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>30t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>30t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>30t |
| 茶色のガラス製容器   | (合計)<br>22t |             | (合計)<br>22t |             | (合計)<br>21t |             | (合計)<br>21t |             | (合計)<br>21t |             |
|   | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>22t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>22t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>21t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>21t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>21t |
| その他のガラス製容器  | (合計)<br>34t |             | (合計)<br>33t |             | (合計)<br>33t |             | (合計)<br>32t |             | (合計)<br>32t |             |
|   | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>34t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>33t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>33t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>32t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>32t |
| 主として段ボール製の容器                                      | 67t         |             | 67t         |             | 66t         |             | 65t         |             | 64t         |             |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | (合計)<br>21t |             | (合計)<br>20t |             | (合計)<br>20t |             | (合計)<br>20t |             | (合計)<br>19t |             |
|   | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>21t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>20t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>20t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>20t | (引渡)<br>0t  | (独自)<br>19t |

注：引渡量は、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）による引渡予定量、独自処理量は、町が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特別分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

| 平成29年度            | 平成30年度            | 平成31年度            | 平成32年度            | 平成33年度            |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 8,661人<br>(対前年度比) | 8,538人<br>(対前年度比) | 8,415人<br>(対前年度比) | 8,300人<br>(対前年度比) | 8,187人<br>(対前年度比) |
| 99.1%             | 98.6%             | 98.6%             | 98.6%             | 98.6%             |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集については、引き続き現行の収集体制を活用し、リサイクル率の向上を図る。

| 容器包装廃棄物の種類 |            | 収集に係る<br>分別の区分 | 収集・運搬段階              | 選別・保管等<br>段階 |
|------------|------------|----------------|----------------------|--------------|
| 金属         | スチール製容器    | スチール缶          | 委託業者による<br>定期収集      | 委託業者         |
|            | アルミ製容器     | アルミ缶           | 委託業者による<br>定期収集      | 委託業者         |
| ガラス        | 無色のガラス製容器  | 無色のびん          | 委託業者による<br>定期収集      | 委託業者         |
|            | 茶色のガラス製容器  | 茶色のびん          | 委託業者による<br>定期収集      | 委託業者         |
|            | その他のガラス製容器 | その他の色びん        | 委託業者による<br>定期収集      | 委託業者         |
| 紙類         | 段ボール       | 段ボール           | 公共施設拠点回収、委託業者による定期収集 | 町、委託業者       |
| プラスチック     | ペットボトル     | ペットボトル         | 委託業者による<br>定期収集      | 委託業者         |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶（スチール・アルミ）、ガラス製容器、ペットボトルは、民間業者において、選別、圧縮、保管を行う。段ボールは、民間業者及び清掃センターストックヤードで、選別、保管等を行う。

今後の施設整備等の方針については、町の中間処理施設の整備・拡充の推進について、検討するものとする。

| 分別収集する<br>容器包装廃棄物<br>の種類 | 収集に係る<br>分別の区分 | 収集容器           | 収集車              | 中間処理           |
|--------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| スチール製容器                  | スチール缶          | プラスチック<br>コンテナ | 平ボディー車<br>及びダンプ車 | 民間業者           |
| アルミ製容器                   | アルミ缶           | プラスチック<br>コンテナ |                  |                |
| 無色のガラス製<br>容器            | 無色のびん          | プラスチック<br>コンテナ |                  |                |
| 茶色のガラス製<br>容器            | 茶色のびん          | プラスチック<br>コンテナ |                  |                |
| その他のガラス<br>製容器           | その他の色び<br>ん    | プラスチック<br>コンテナ |                  |                |
| 段ボール                     | 段ボール           | 縛る             |                  | 民間業者<br>清掃センター |
| ペットボトル                   | ペットボトル         | 網かご            |                  | 民間業者           |



## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画が実効性のあるものとするため、次の取組を推進する。

- (1) 拠点回収の拡大に努め、資源物をリサイクルしやすい体制を整備する。
- (2) 分別収集・選別保管に係るコスト削減を図るため、処理費用の把握、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (3) 中間処理施設の整備・拡充を図る。
- (4) プラスチック製容器包装を含むプラスチックごみの分別収集の実施に向けた、検討を行う。
- (5) 容器包装廃棄物の実績把握に努め、3年後の計画改定時に自己評価を行い、結果を反映させる。